

令和6年6月5日

令和5年度鈴鹿市一般会計繰越明許費について

令和5年度鈴鹿市水道事業会計予算の繰越しについて

令和5年度鈴鹿市下水道事業会計予算の繰越しについて

放棄した市の債権の報告について

専決処分の報告について

報 告 目 次

報告第 15 号	令和 5 年度鈴鹿市一般会計繰越明許費について……………	1
報告第 16 号	令和 5 年度鈴鹿市水道事業会計予算の繰越しについて……………	7
報告第 17 号	令和 5 年度鈴鹿市下水道事業会計予算の繰越しについて……………	11
報告第 18 号	放棄した市の債権の報告について……………	15
報告第 19 号	専決処分の報告について……………	19
報告第 20 号	専決処分の報告について……………	23
報告第 21 号	専決処分の報告について……………	27

報告第15号

令和5年度鈴鹿市一般会計繰越明許費について

令和5年度鈴鹿市一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

令和5年度 鈴鹿市 一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
総務費	総務管理費	総合住民情報システム費	4,466,000	4,422,000
		証明書コンビニ交付事業	3,338,000	3,289,000
		住民基本台帳ネットワーク事業	1,746,000	1,628,000
		文化会館施設整備事業	1,443,000,000	1,443,000,000
		鼓ヶ浦サン・スポーツランド維持修繕事業	3,971,000	3,971,000
	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理業務費	7,029,000	6,765,000
民生費	社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	35,000,000	21,000,000
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費	2,125,000	250,000
		住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業	400,000,000	280,000,000
		住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事務費	14,215,000	13,810,960
		住民税非課税及び均等割のみ課税世帯への子ども加算給付事業	200,000,000	82,900,000
		住民税非課税及び均等割のみ課税世帯への子ども加算給付事務費	6,467,000	5,652,040
衛生費	保健衛生費	定期接種事業	4,000,000	4,000,000
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	9,100,000	9,100,000
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	4,000,000	4,000,000
農林水産業費	農業費	団体営土地改良事業	29,000,000	17,200,000
		県営事業負担金	151,429,000	119,910,261
商工費	商工費	鈴鹿F1日本GP地域活性化協議会補助	6,800,000	3,400,000
土木費	土木管理費	地籍調査事業	9,520,000	9,520,000
		歩道整備事業	24,700,000	19,738,251
	道路橋りょう費	道路新設改良事業	99,000,000	78,708,766

繰越明許費繰越計算書

左の財源内訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			4,422,000			
			3,289,000			
			1,628,000			
		218,089,276		1,193,000,000		31,910,724
						3,971,000
			6,765,000			
			21,000,000			
			250,000			
			280,000,000			
			13,810,960			
			82,900,000			
			5,652,040			
						4,000,000
			9,100,000			
			4,000,000			
		3,320,000			13,880,000	
				79,600,000		40,310,261
						3,400,000
			7,140,000			2,380,000
			5,010,500	3,700,000		11,027,751
				54,000,000	2,208,800	22,499,966

		舗装事業	36,000,000	36,000,000
		地方道路整備事業	140,000,000	125,143,068
		橋りょう新設改良事業	5,420,000	5,420,000
		橋りょう耐震・長寿命化事業	271,000,000	185,787,911
	河川費	新設改良事業	27,000,000	11,705,330
		河川改良事業	149,700,000	115,481,053
	都市計画費	地方道路整備事業	935,000,000	764,206,849
		公園施設整備事業	72,928,000	72,371,000
消 防 費	消 防 費	消防車両等整備事業	2,943,000	2,943,000
		排水機場等施設整備事業	18,000,000	17,834,880
教 育 費	中 学 校 費	大木中学校施設整備事業	30,900,000	30,800,000
	社会教育費	図書館江島分館管理運営事業	4,795,000	4,795,000

			18,000,000	18,000,000		
			62,571,534	56,400,000		6,171,534
			2,431,000	1,800,000		1,189,000
			1,265,000	180,400,000		4,122,911
						11,705,330
			21,700,000	39,000,000		54,781,053
			407,367,990	300,000,000		56,838,859
						72,371,000
		2,943,000				
						17,834,880
				23,100,000		7,700,000
						4,795,000

報告第16号

令和5年度鈴鹿市水道事業会計予算の繰越しについて

令和5年度鈴鹿市水道事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

令和 5 年 度 鈴 鹿 市 水 道 事 業

地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 1 項 の 規 定

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
資 本 的 支 出	建設改良費	配水管布設事業	380,900,253	159,679,846	150,615,000
		水道施設整備事業	1,322,989,393	678,074,590	598,130,000
		配水施設改良事業	43,691,354	5,477,354	38,214,000

会計予算繰越計算書

による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
工事収入等	企業債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
150,615,000			70,605,407		移設申請者との工程調整等のため
		598,130,000	46,784,803		関連する別途工事及び移設申請者との工程調整等のため
		38,214,000			鉄道事業者等との工程調整のため

報告第17号

令和5年度鈴鹿市下水道事業会計予算の繰越しについて

令和5年度鈴鹿市下水道事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

令和 5 年 度 鈴 鹿 市 下 水 道 事

地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 1 項 の 規 定

款	項	事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
			円	円	円
公共下水道事業	建設改良費	汚水整備事業	2,006,731,000	1,111,913,728	725,700,000
		雨水整備事業	988,337,000	345,952,583	553,400,000

業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
補助金等	企業債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
283,800,000	396,100,000	45,800,000	169,117,272		関係機関との協議等に 日数を要したため
227,050,000	279,000,000	47,350,000	88,984,417		関係機関との協議等に 日数を要したため



報告第18号

放棄した市の債権の報告について

鈴鹿市債権管理条例（平成25年鈴鹿市条例第31号）第14条第1項の規定により別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

放棄した市の債権一覧

債権の名称	債権所管部署名	発生年度
鈴鹿市応急診療所診療費	健康福祉部地域医療推進課	令和元年度
鈴鹿市役所本館等電気供給業務 契約損害賠償金	総務部管財課	令和4年度
水道料金	上下水道局営業課	平成30年度から令和2年 度まで
合 計		

件数	金額	放棄した事由（根拠）及び件数
1件	17,810円	消滅時効（条例第14条第1項第1号）1件
1件	20,482,487円	免責（条例第14条第1項第3号）1件
317件	2,516,960円	消滅時効（条例第14条第1項第1号）317件
319件	23,017,257円	



専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月27日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

200,367円（人身損害102,555円 物件損害97,812円）

2 和解の相手方

(1) 人身損害

[Redacted]

(2) 物件損害

[Redacted]

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和6年2月20日、安塚町地内の県道上野鈴鹿線において、救急活動のため職員が救急自動車を運転中、道路を譲るため道路左側に一時停止していた相手方車両をその右側から通過しようとしたところ、当該相手方車両の右サイドミラーに当該救急自動車の左サイドミラーが接触したもの

報告第21号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁